

議案第22号

千曲市学校給食費徴収に関する規則の全部を改正する規則について

第1・2学校給食センター

千曲市学校給食徴収に関する規則（平成19年千曲市教育委員会規則第3号）の全部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月25日提出
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市学校給食費徴収に関する規則
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<p><u>提案理由</u></p> <p>現在、学校給食費の徴収については、各学校の給食担当者が徴収事務を行っているが、学校現場における事務量が増加している現状から、学校教職員の働き方改革の一環として、徴収事務を学校から市教育委員会（学校給食センター）に移管する予定である。それに伴い、新たに給食費徴収システムを導入し、徴収方法の整備を図るため、本規則を全部改定したい。</p>	

千曲市学校給食費徴収に関する規則

千曲市学校給食費徴収に関する規則（平成 19 年千曲市教育委員会規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する学校給食費（以下「給食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給食費の負担）

第 2 条 給食費は、市立の小・中学校（以下「学校」という。）の児童又は生徒の保護者が負担し、学校の教職員又は千曲市学校給食センター（以下「給食センター」という。）職員の給食費は、当該職員が負担するものとする。

（給食費の金額等）

第 3 条 給食費の 1 食当りの額（以下「日額」という。）、1 月当りの額（以下「月額」という。）及び徴収月は、区分に応じ次のとおりとする。

区 分		日 額	月 額	徴収月
小学校児童	低学年（1～3 年生）	280 円	5,200 円	5 月から翌 3 月まで
	高学年（4～6 年生）	295 円	5,400 円	5 月から翌 3 月まで
中学校生徒		335 円	6,200 円	5 月から翌 3 月まで
小学校教職員		295 円	5,900 円	5 月から翌 2 月まで
中学校教職員		335 円	6,700 円	5 月から翌 2 月まで
給食センター職員		335 円	6,500 円	5 月から翌 3 月まで

2 給食費の年額は、前項に定める日額に給食受給日数を乗じた額とし、市長は、前項に定める月額を区分に応じ、月毎に徴収するものとする。

3 給食費の精算は、徴収の最終月とし、第 2 項に定めた年額から精算する月の前月までの徴収額の合計を差し引いた額を精算額とする。ただし、年度途中で学校を転出又は給食センターを退職した者は、当該転出又は退職時とする。

（給食費の減額又は還付）

第4条 市長は、学校の児童、生徒、教職員又は給食センター職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費を減額又は還付することができる。

- (1) 転出又は死亡したとき。
- (2) 病気、事故等の理由で、給食を受けない日が連続して5日以上になったとき。
- (3) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食を受けたとき。
- (4) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条又は同法第20条若しくは学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第3号）第63条の規定により、出席停止又は臨時休業の決定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 学校長は、前項各号に掲げる給食の欠食の状況を、書面により給食センター所長に報告するものとする。この場合において、書面の様式は千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

3 第1項の規定により減額又は還付をする額は、日額に現に給食を受けなかった日数を乗じて得た額（同項第3号の規定に該当する場合にあっては、市長が別に定める額）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（給食費の納入）

第5条 給食費の納入は、口座振替、納付書による納入又は千曲市児童手当事務取扱規則（平成24年千曲市規則第28号）第28条の規定による児童手当からの徴収のいずれかによるものとする。

（給食費の納期限）

第6条 給食費の納期限は、年度当初に市長が定めるものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千曲市学校給食費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する給食費の徴収から適用し、同日前に実施した給食費の徴収については、なお従前の例による。